

平成十九年二月十三日受領  
答弁第四〇号

内閣衆質一六六第四〇号

平成十九年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ民族の先住民族としての権利に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ民族の先住民族としての権利に関する再質問に対する答弁書

一について

「先住民族」については、衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ民族の先住権に関する質問に対する答弁書（平成十七年十月十一日内閣衆質一六三第七号。以下「答弁書」という。）で述べたとおり、国際的に確立した定義がなく、お尋ねの「先住民族が享有する権利」が具体的にどのようなものであるかについて、結論を下すことができない状況にはない。

二及び四について

お尋ねについては、答弁書の1について並びに4及び6について述べたとおり、アイヌの人々が「先住民族」であるか、また、「先住民族」の権利が具体的にどのようなものであるかについては、結論を下すことができない状況にはない。

三について

外務省において調査した範囲では、お尋ねの「対応」について確認することはできなかつた。